

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

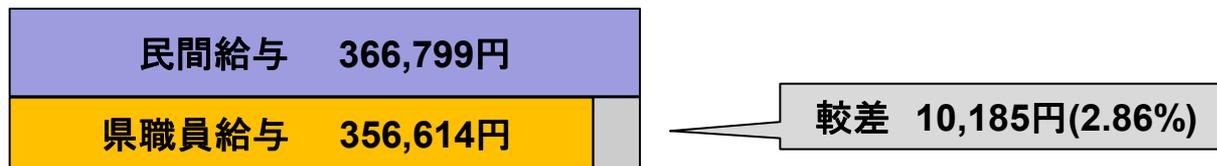
令和7年10月
鳥取県人事委員会

本年の給与勧告の概要

1 月例給

- 県職員の給与が県内民間の給与を10,185円(2.86%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、引上げ改定(改定額10,114円)。
- 本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていることから、本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表へ改定(若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ)。
- 月例給の引上げは4年連続。

《実施時期》 令和7年4月1日から実施



2 特別給(期末手当及び勤勉手当)

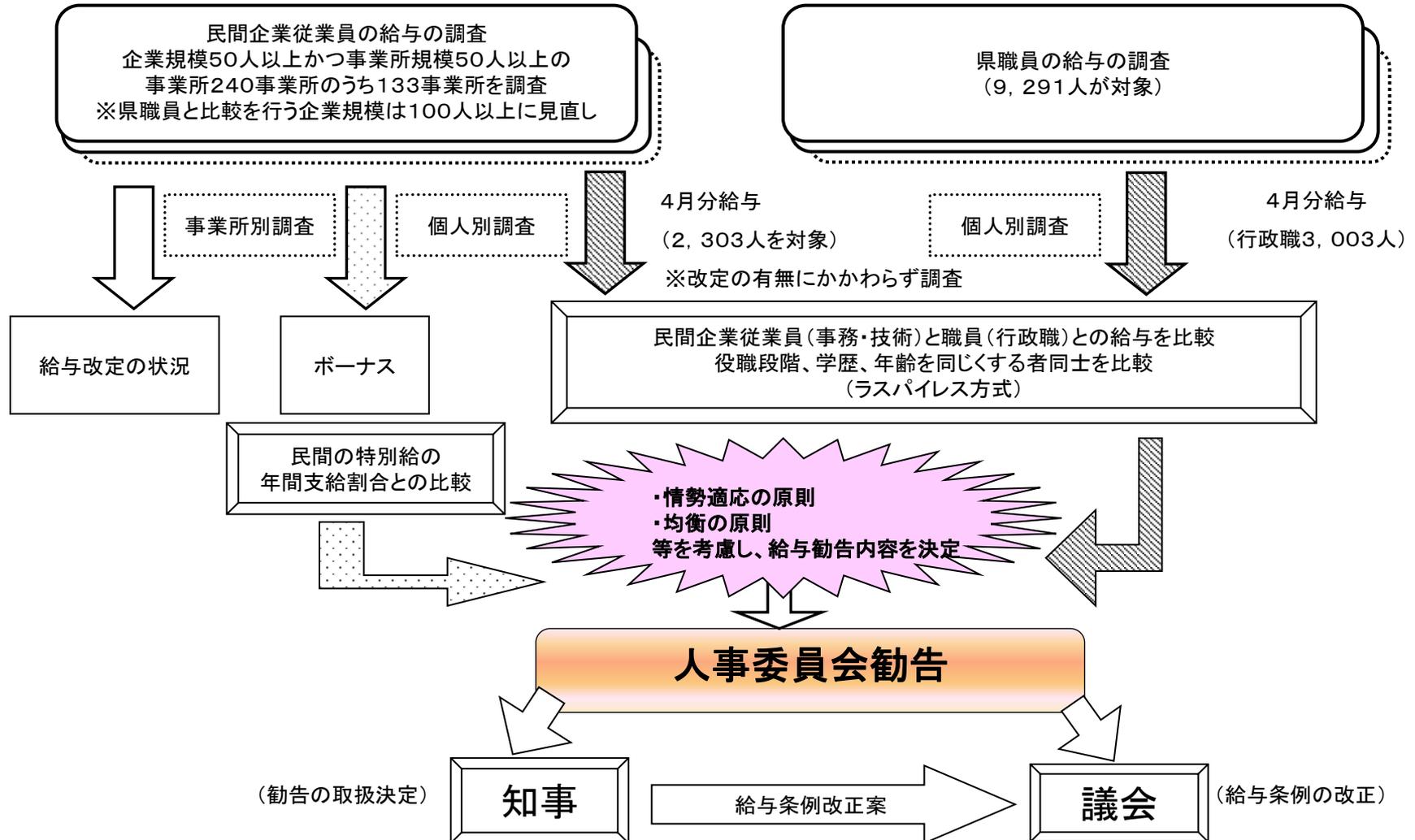
- 県職員の年間支給月数(4.35月)が民間の支給月数(4.47月)を下回っているため、0.10月分引上げ。
- 引上げ分は、期末手当に0.025月分、勤勉手当に0.075月分を配分。
- 特別給の引上げは4年連続。

《実施時期》 令和7年12月1日から実施

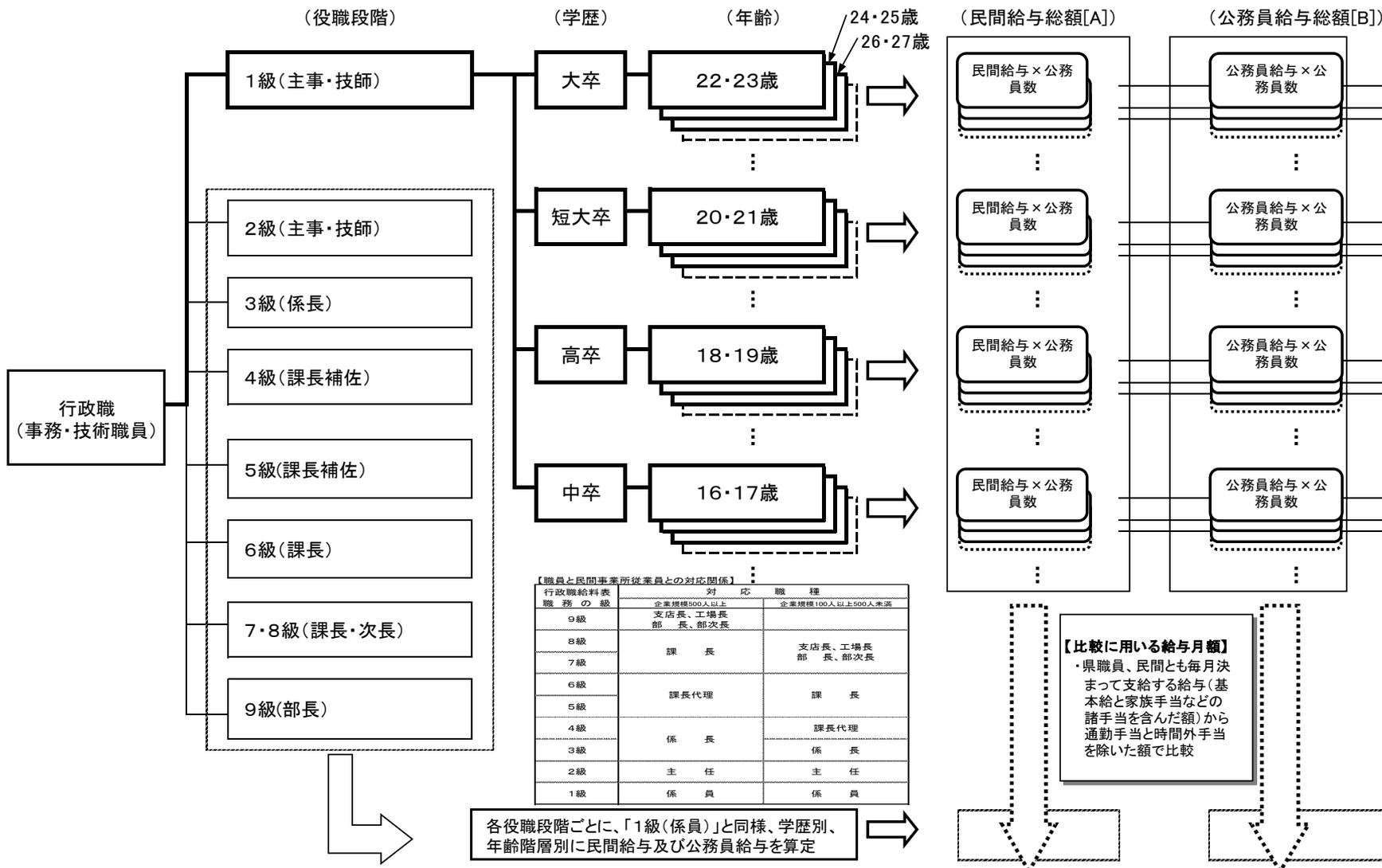
※国に準じて月例給及び特別給の比較対象とする企業規模を従来の「50人以上」から「100人以上」に見直し、企業規模「100人以上」、かつ、事業所規模「50人以上」の事業所と比較を行った。

人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



公民給与の比較方法(ラスパイルス方式)



令和7年の公民較差 10,185円(2.86%) (算定方法)[a] - [b]

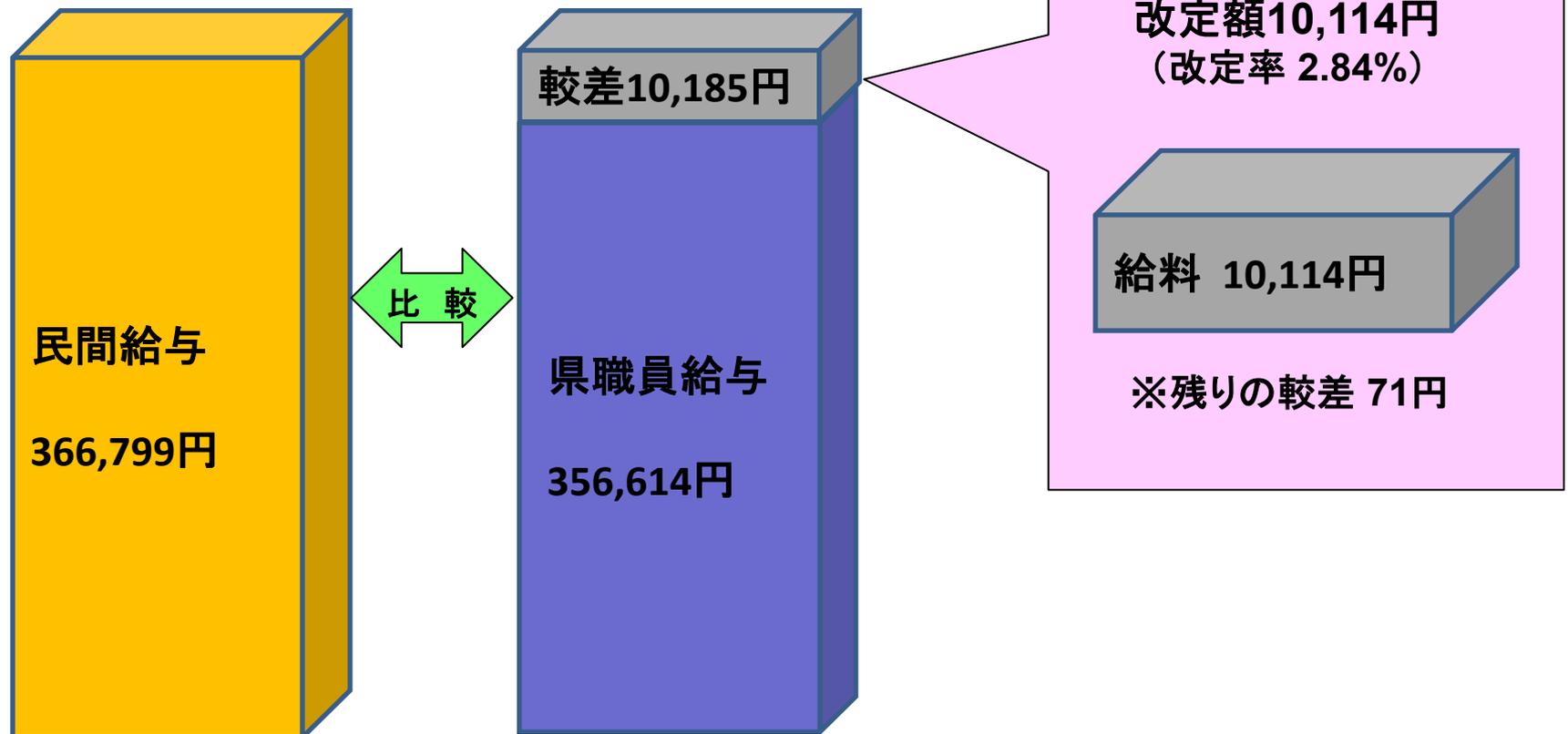
民間給与と総額
÷ 公務員総数
= 366,799円[a]

公務員給与と総額
÷ 公務員総数
= 356,614円[b]

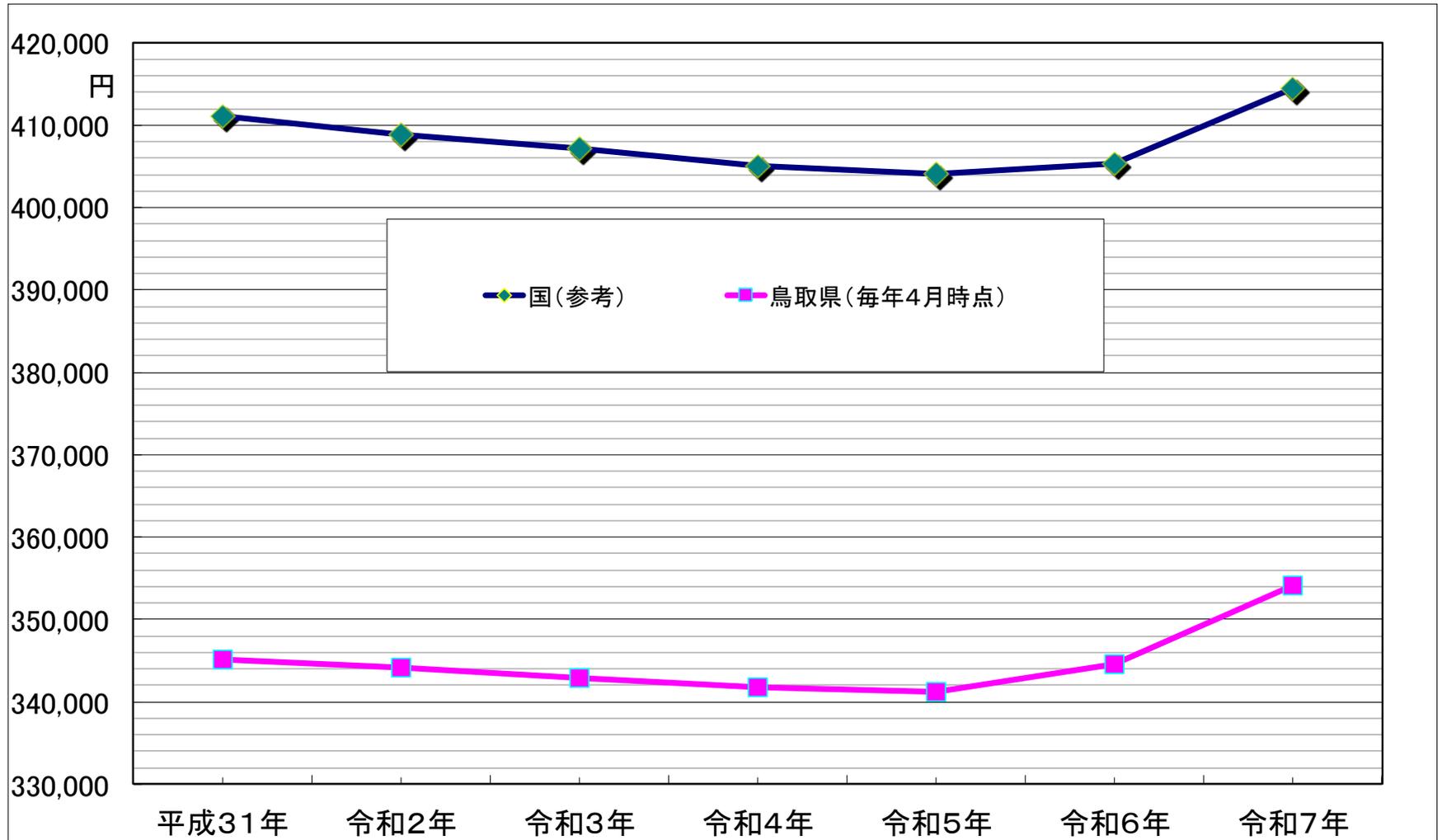
【比較に用いる給与月額】
・県職員、民間とも毎月決
まって支給する給与(基
本給与と家族手当などの
諸手当を含んだ額)から
通勤手当と時間外手当
を除いた額で比較

民間給与との較差に基づく給与改定(月例給)

県職員の給与が県内民間事業所従業員の給与を10,185円(2.86%)下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給を引き上げることとしました。



鳥取県職員の平均給与月額の推移

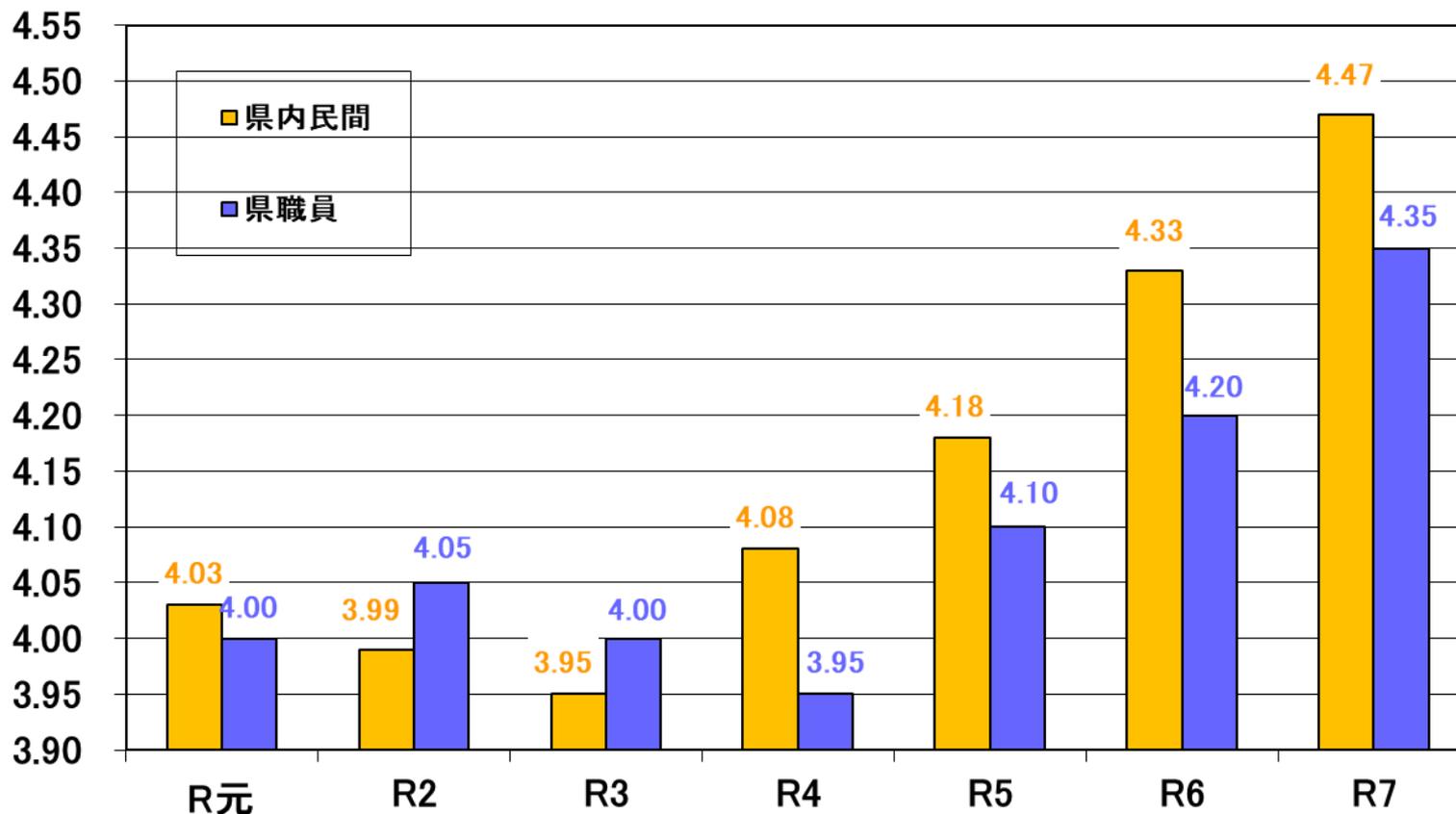


国：411,123円(43.4歳) 国：408,868円(43.2歳) 国：407,153円(43.0歳) 国：405,049円(42.7歳) 国：404,015円(42.4歳) 国：405,378円(42.1歳) 国：414,480円(41.9歳)

県：345,125円(43.6歳) 県：344,082円(43.4歳) 県：342,849円(43.2歳) 県：341,725円(42.9歳) 県：341,189円(42.5歳) 県：344,640円(42.3歳) 県：354,115円(42.0歳)

鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。

特別給の支給月数の推移(民間との較差)



区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県内民間	4.03	3.99	3.95	4.08	4.18	4.33	4.47
県職員	4.00	4.05	4.00	3.95	4.10	4.20	4.35

※県職員の支給月数は、当該年の勤告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成22年	改定なし	3. 90月	0. 04月
平成23年	△0. 57%	改定なし	0. 00月
平成24年	△1. 78%	改定なし	0. 00月
平成25年	改定なし	改定なし	0. 00月
平成26年	改定なし	4. 00月	0. 10月
平成27年	1. 26%	4. 10月	0. 10月
平成28年	1. 06%	4. 00月	△0. 10月
平成29年	0. 91%	改定なし	0. 00月
平成30年	改定なし	改定なし	0. 00月
令和元年	改定なし	4. 05月	0. 05月
令和2年	改定なし	4. 00月	△0. 05月
令和3年	改定なし	3. 95月	△0. 05月
令和4年	0. 33%	4. 10月	0. 15月
令和5年	0. 82%	4. 20月	0. 10月
令和6年	2. 60%	4. 35月	0. 15月
令和7年	2. 84%	4. 45月	0. 10月

給与改定に伴う影響額

【勧告後の年間給与の影響額(行政職一人当たり平均)】

改定前 : 5,811,535円

影響額 : +206,237円(+3.55%)

〔
・月例給 +122,205円
・特別給 +84,032円

改定後 : 6,017,772円

(※ 行政職平均年齢42.0歳)

<勧告後の年間給与の影響額(モデルケース)>

○行政職1級 大卒新規採用職員(23歳、扶養親族なし)

改定前: 3,693,465円

影響額: +215,055円(+5.82%)

改定後: 3,908,520円

○行政職5級 課長補佐級職員(50歳、配偶者・子2人)

改定前: 6,939,935円

影響額: +217,677円(+3.14%)

改定後: 7,157,612円